

★ 広島県税条例等の一部を改正する条例（条例第十五号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、不動産取得税、軽油引取税及び自動車税に関する規定の改正を行った。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 個人の県民税

(1) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除における特例控除額の計算上用いる人的控除差調整額について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から四十八万円を控除して得た額を加算する措置を講じた。

(2) 住宅借入金等特別税額控除について、居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から四十八万円を控除して得た額を加算する措置を講じた。

(3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和十一年三月三十一日まで延長した。

(4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和十一年度分の個人の県民税まで延長した。

(二) 不動産取得税

(1) 免税点について、土地の取得にあつては十六万円（改正前は十万円）に、家屋の取得のうち、建築に係るものにあつては六十六万円（改正前は二十三万円）、その他のものにあつては三十四万円（改正前は十二万円）に引き上げた。

(2) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和十三年三月三十一日まで延長した。

(3) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和十三年三月三十一日まで延長した。

(4) 東日本大震災に係る特例措置を、必要な経過措置を講じた上、次のとおり改めた。

ア 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。

）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合における、当該代替家屋に係る課税標準の特例措置について、対象を被災家屋が福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限定した上、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長した。

イ 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるもの

と知事が認める土地を取得した場合における、当該土地に係る課税標準の特例措置について、対象を従前の土地が福島県の区域内にあるものに限定した上、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長した。

- (5) 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合における、当該農用地に係る課税標準の特例措置を廃止した。

(三) 軽油引取税

軽油引取税の税率の特例措置を廃止するほか、必要な規定の整理を行った。

(四) 自動車税

- (1) 令和八年四月一日に自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とするほか、必要な規定の整理を行った。

- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する特例措置について、次のとおり延長した。

ア 環境負荷の少ない自動車

令和八年度及び令和九年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね百分の七十五を軽減する特例措置を講じた。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね百分の十五（バス及びトラックについては概ね百分の十）を重課する特例措置を講じた。

- (ア) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

- (イ) 軽油自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

- 2 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部改正

- 1 (四)(1)に係る改正に伴い、必要な規定の整理を行った。

- 3 国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正

1 (四)(1)に係る改正に伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日